

川内原発再稼働阻止！ 労働者・バス運転手等の被ばく限度引き上げ反対！
「帰還ありき」の被ばく強要反対！ 「自主避難者」の住宅支援打ち切り反対！ 避難区域解除反対！

再稼働反対と帰還強要反対の運動は連帯して

政府の原発推進政策と闘おう

原子力規制委員会と政府は、安全性審査よりスケジュール最優先で川内原発1号機の再稼働を強行に推し進めている。住民の安全などそっちのけで、目の前にぶら下がっているゴールに食らいつくかのような。大事故は前提だと公言し、その具体的「対策」として、労働者やバス運転手の被ばく限度引き上げ、広範な住民に被ばくを強要する指針の改定等を進めている。

そして大事故で苦しむ人々に対しては、「帰還ありき」の大号令で、「自主避難者」の住宅支援を打ち切り、避難区域の解除を進め、一層の被ばくを強要しようとしている。

再稼働反対と帰還強要反対の運動は連帯して政府の原発推進政策と闘おう。

1. 大事故を前提とした再稼働強行と被ばくの強要に反対しよう

[1-1] 川内原発 再稼働スケジュール最優先の規制委員会

規制委員会と九電は、老朽化対策等で住民説明会を実施せよ

九州電力は、7月7日から川内原発1号機に核燃料の装荷を強行し(10日に終了)、8月中旬にも原子炉を起動しようとしている。原子力規制委員会は、再稼働スケジュール最優先で、自ら審査をホネ抜きにしてこれに歩調を合わせている。

川内原発には老朽化対策の審査という新たな問題が浮上している。川内原発1号は昨年7月3日に30年を経過した。「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第82条は「30年を経過する日までに」安全上重要な機器・構造物について経年劣化の技術的評価を行い「方針を策定しなければならない」としている。しかし川内原発は新基準適合性審査に時間がかかったため、「30年を経過する日までに」間に合わなくなった。すると規制庁は、審査が終了していなくても「申請さえ間に合えばいい」としてしまった。そして7月13日から審査が始まったが、早々と29日には審査終了との報道がなされている。老朽化の状況については、主給水系配管の疲労累積係数(老朽化を示す指標)は、許容値1に対し0.991とほとんど余裕がない実態だ。当然に他の配管の老朽化が問題になるが、それら資料は公表さえしていない(6頁参照)。

保安院時代でさえ、30年ルールは形式的には守られ、有識者の意見聴取等も行われていたが、規制委員会の審査はそれより劣化している。規制委員会は7月末には老朽化対策の審査書案をまとめるという。他の配管等の老朽化の実態等を徹底的に調査させ、パブコメを含めて地元や市民の声を聞き、老朽化問題について説明すべきだ。川内原発周辺の6市町議会*1は、九電に

説明会を求める陳情等を採択している。(※¹日置市・出水市・伊佐市・肝付町・南種子町・屋久島町)。規制委と九電に、老朽化問題、火山リスク、避難計画等で説明会を実施させよう。

7月26日「原子力防災を問う全国の集い in かがしま 川内原発の避難計画と老朽化問題」(別紙チラシ参照)に集まり、議論し行動して、再稼働反対の広範な意思を示そう。

[1-2] 労働者の事故時の被ばく限度引き上げ。「再稼働で大事故否定できず」と開き直る

大事故を前提にした再稼働では、労働者や住民の被ばくは避けられない。そのため規制委員会は、次々と被ばく強要策を打ち出している。最初に狙われているのが原発労働者だ。

規制委員会は7月8日の第18回会合で、原発労働者の事故時の被ばく限度について、福島原発事故時のように特例としてではなく、規則で250mSvまで引き上げることを決定した。パブコメ募集には161件の意見が寄せられた。規制委員会は、「主な意見及びこれに対する考え方」(当日資料1:別紙5)を公表しているが、大事故を前提とした労働者被ばく限度の引き上げに対し、再稼働そのものをやめるべきだとの多くの意見に対し、「原子力規制委員会は、その想定される事態を超える事故が起こる可能性を完全に否定することはできないという考え方とっており」と完全に開き直っている。さらに、全就業期間中(18歳から50年間)で1,000mSvの導入も「ICRPやIAEAなどの国際的な考え方に沿った対応となっています」とし、「原発労働者の中では、11ヶ月間の積算40mSvで白血病になってしまった方、同じく5mSvで白血病になり死亡された方に労災認定がおりている」との意見に対しては、「今般の改正内容についての意見ではありません」と切り捨てている。被ばく労働者の労働環境・健康影響よりもICRP信教で、事故時もその後も高い被ばくも強要しようとしている。

今後、放射線審議会に諮問し、答申の後に規則を改定し、来年(2016年)4月から施行の予定だ。労働者の被ばく限度引き上げ反対の声を強めていこう。

[1-3] バス運転手等の被ばく限度1mSvの引き上げ



次に狙われているのは、バス運転手や地方公務員等の被ばく限度引き上げだ。現在は「年1mSvを基本とする」となっている(「共通課題についての対応方針」2013年10月9日原子力防災連絡会議コアメンバー会議)。

内閣府は7月6日に「オフサイトの防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会」を立ち上げ、座長にはあの山下俊一氏(長崎大学)がついた。今回の対象は、原発敷地外で防災業務に就く人々で、「避難者の輸送、物資の緊急輸送、救難・救助、モニタリング等」の業務があげられている。会議には日本バス協会・全日本トラック協会・全国ハイヤー・タクシー連合会・全国福祉輸送サービス協会・日本看護協会等がオブザーバーとして参加している。

大事故が起これば、30km圏内に入り防災業務にあたることになるが、バス輸送の避難計画を作っても、運転手の被ばく限度が1mSvでは、膨大な数の運転手を準備しなければならなくなり、計画そのものが破綻する。そのため、被ばく限度を引き上げようとしているのだ。夏から実質的な議論を開始し、年内を目処に報告書を完成させようとしている。

川内原発の場合は、6月26日に鹿児島県と県バス協会・30km圏内の33社(鹿児島交通、南国交通等)が緊急輸送協定を結んだ。協定では、運転手の被ばくは、現行の年1mSvを下回る場合に限ることを確認したという。7月1日に滋賀県では、内閣府主催で全国初のバス運転手の研修会が開かれた。そこで滋賀県にヒアリングに出かけたが、研修内容は、現時点の1mSv

が限度となっているという（13 頁参照）。しかし国の基準が引き上げられれば、今後検討する必要があるとも述べ、自らも対象となる県の職員は不安げな様子だったが、明確に 1 mSv を守る必要性についてはいまだ分からないという様子だった。

被ばく限度引き上げ反対の声が上がるよう、各地でバス会社や労働組合、地方自治体の職員組合等々に働きかけていこう。

〔1-4〕 30 km圏外の防護対策必要なしに反対の声が広がる。篠山市では安定ヨウ素剤事前配布

規制委員会は 4 月 22 日に原子力災害対策指針を改悪し、これまで必要だとしていた 30 km圏外の防護策は必要なし、SPEEDI 等の予測手法は使わず、事故が 30 km圏外に拡大することを認めながらも安定ヨウ素剤の「準備不要」とした。これに対しては、自治体等からも批判の声が強まっている。関西広域連合は 4 月 23 日の委員会で国に対する「原子力防災に関する申し入れ」を決め、「実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ 圏外の地域における防護措置のあり方等について、懸念の残る内容となった」と指摘し、これらについて、「明確な根拠をもって説明」することを国に求めている。同時に、立地並みの安全協定の締結などを求め、「これらが実行されないとなれば、高浜原子力発電所の再稼働を容認できる環境にはない」と表明している。

さらに、6 月 19 日には、30 km圏外の京都府・滋賀県の 5 市町（京丹後市・与謝野町・米原市・彦根市・大津市）が「原子力災害対策指針（改定）に対する意見」をまとめ、7 月 10 日に京丹後市長等が規制庁に申し入れた。国に対する「意見」では、『「原子力災害事前対策」をはじめ応急対策、中長期対策などについて国等の当該自治体への支援に係る必要な記述をぜひ追加すべきである」と、30 km圏外の対策必要なしとした国の指針を厳しく批判している。

高浜原発から約 50 kmの兵庫県篠山市では、市民が参加した「篠山市原子力災害対策検討委員会」が市長に提言を提出し、30 km圏外では初めて、安定ヨウ素剤の事前配布を今年中に実施しようとしている（8 頁参照）。

福島県の子ども達 100 名以上が甲状腺がんにかかる等、事故の健康影響が明らかになるにつれ、「避難計画を案ずる関西連絡会」の自治体申し入れでは、30 km圏外の避難先でも安定ヨウ素剤の備蓄を検討すると答える自治体が増えている。また、鹿児島県の市民団体「川内原発 30 キロ圏住民ネットワーク」は、ヨウ素剤の事前配布等を求めて県に申し入れを行っている。鳥取でも同様の活動が始まろうとしている。30 km圏外対策必要なしとする規制委員会の指針を批判し、住民の安全を守ることができない限り再稼働反対の声を強めていこう。

さらに規制委員会は、「指針」の新たな改定に向けパブコメを募集している（締め切り 7 月 24 日。規制庁HP参照。「改定原案」13 頁等）。規制庁の指導により関西広域連合がいち早く取り入れた検査・除染の省略（バスが除染基準以下なら同乗者の検査なし。バスが基準を超えれば代表者 1 名の検査等）を、国の指針に取り入れて一律に実施しようとしている。「避難計画を案ずる関西連絡会」の自治体申し入れでは、避難者の安全と避難先への汚染拡大を防止するために、検査・除染の省略に反対を表明している自治体もある。パブコメで反対の意見を出そう。

2. 帰還ありきで被ばくを強要。避難者支援打ち切りに反対しよう

〔2-1〕 「自主避難者」の家賃無料提供打ち切り反対

子どもを守る一心で避難してきた「自主避難者」の命綱である住宅無料提供が打ち切られようとしている。福島県知事は、6 月 15 日に応急仮設住宅の供与期間を 2017 年 3 月で打ち切ると発表した（当初案より 1 年延長になっただけだ）。これも国主導で進めている（『「自主避難者」

住宅支援打ち切り～国が主導か」7月9日 OurPlanet-TV 参照)。福島県は県外に避難した県民全てに、災害救助法を適用し、応急仮設住宅（避難先の県営住宅等）を無償で提供してきた。しかし災害救助法による住宅提供は2年と定められており、その後は1年毎の延長で対応してきた。そのため、避難者を受け入れている全国の自治体の多くは、要請元の福島県に合わせ、新規の受け入れは早期に打ち切り（2012年12月）、毎年更新手続きを取らせて住宅を提供してきた。年毎の更新では先行きが不安で、避難者からは改善を求める声が上がられていたがこれも認められていない。無料支援打ち切りと抱き合わせで福島県が打ち出した「自主避難者」への「支援策」で具体化しているのは、福島に帰還する際の片道交通費だけ。県担当者による各地の説明会では、帰還強要の政策に激しい批判の声が続いている。避難者・支援者は住宅支援打ち切り反対を求め、福島県や国、県の出先機関等に何度も要請を行っている（11頁参照）。

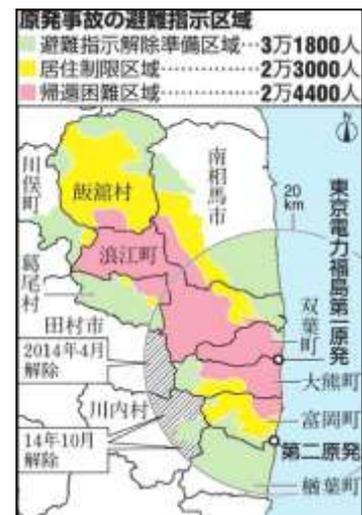
政府・福島県の住宅支援打ち切りに反対し、限界のある災害救助法ではなく「子ども・被災者支援法」に基づいた支援を政府等に求めている。同時に、避難先である各地で無料支援の継続を求めている。私たちは鳥取の市民団体と共に、鳥取県の避難者支援策の聞き取りに出かけた。鳥取では、避難者や支援団体等の働きかけで、今年2月に、2019年3月まで家賃無料の延長を決め、新規受け入れ継続、年毎の更新なし、教育補助等の支援策が県独自の支援基金等を活用して実施されている（16頁）。篠山市でも家賃無料は延長となっている（9頁参照）。これらの情報を交換し、各自治体に申し入れ等を行い家賃無料の継続を求めている。

【2-2】 政府の帰還ありきの政策反対

さらに政府は2017年3月までに、帰還困難区域（大熊町・双葉町・浪江町等2.4万人）以外の「居住制限区域」（飯館村等）と「避難指示解除準備区域」（楡葉町・南相馬市等）の避難指示を解除しようとしている（6月12日「福島復興指針」改定版）。飯館村等も2年後には20mSv以下になるとの予測で、合わせて約5.5万人にも及ぶ避難者を帰還させようとしている。政府はこれまでも次々と避難区域や特定勸奨地点の避難指示を解除してきた。住民の声を無視し、ずさんな線量測定で20mSvを下回ったとして解除を強行してきた。2014年12月には南相馬市の特定避難勸奨地点が避難指示解除となった。

これに対して南相馬の住民は、20mSvを基準とする避難解除取り消しを求め、国相手に裁判に訴えた。20mSv基準の撤回、避難の権利、1mSv以下で暮らす権利を求め、政府の避難政策を正面から問うた初の裁判だ。7月5日には京都で支援集会が行われた。国の汚い帰還政策や原告・弁護団・支援者の訴えを受け、この裁判の意義に共感して関西でも支援の輪を広め連帯していこうとの気運が高まっている（9頁参照）。

次の政府の攻撃は、「子ども・被災者支援法の基本方針」を改悪し、帰還ありきの政策を一層推し進めることだ。7月10日に復興庁が公表した改定案は、「空間放射線量等からは、避難指示区域以外の地域から避難する状況にはなく、支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当」とまで記して、上記に述べた2017年3月までに約5.5万人の帰還とあわせ、支援法の対象地域の撤廃さえ狙っている。竹下復興大臣は会見で「原則として帰っていただきたい」と帰還を強調した。「子ども・被災者支援法」は、とどまる人も避難する人にも、等しく国の責任で支援を行うことを定めており、全会一致で議員立法として、「避難の権利」を認めた法律だ。その根幹を放棄しようとしている。8月8日までパブコメを募集している。意見を出そう。



朝日新聞 2015.5.14

3. 再稼働反対運動と帰還強要反対の運動は連帯しよう

規制委員会・政府の再稼働推進は、大事故を前提としている。その具体化が、労働者やバス運転手等の被ばく限度の引き上げによる被ばくの強要だ。また、30 km圏外は防護対策必要なしとして、広範な住民に被ばくを強要し、住民の命と安全を守る最低限の対策さえ放棄している。これら一つ一つを具体的に宣伝し、自治体等への申し入れを強めていこう。

そして国が同時に進めている、帰還ありきで被ばくを強要する避難者切り捨て政策に反対していこう。避難者・支援者の運動に学びながら、連携していこう。

再稼働反対と帰還強要に反対するそれぞれの運動を強め、連帯していこう。

【避難計画を案ずる関西連絡会】

再稼働反対と避難計画で自治体申し入れ



天空の竹田城跡の大きなタペストリーをバックに回答

●朝来市（7月14日午前）[避難元は小浜市]

- ・担当職員は2人だけで、自然災害対策で一杯
- ・2012年に議会で採択された陳情「避難計画を作るために調査・検討」はその後どうなった？
→分からないので、後日調べて返答
- ・安定ヨウ素剤備蓄は近隣市町の同行もみて検討の必要があるかも→篠山市への問い合わせを要請
- ・再稼働については国や県の動向を注視

7/6 摂津市：ヨウ素剤備蓄は箕面市に聞いてみる

6/3 篠山市の原子力災害対策検討委員会傍聴

5/28 高浜町：土砂災害の孤立集落解決が先

5/25 宝塚市：ぶれずに脱原発でがんばる

5/15 舞鶴市：まるで他人事。府・広域連合任せ

5/11 関西広域連合：まるで規制庁のよう

「世界に類を見ない厳しい基準」との表現は見直す

5/8 舞鶴・伊根の要援護者施設訪問

放射線防護対策でろう城しても、施設の車は汚染され、その後の避難が心配

●養父市（7月14日午後）[避難元は小浜市]

- ・体育館での避難は短期にして、ホテルや旅館に移ってもらう。空き部屋多いので旅館とも協定
- ・土砂災害警戒区域にある避難所1箇所は変更
- ・除染が不十分なら養父市独自でスクリーニング検査の必要もある
- ・原発の安全性・基準についての第三者機関は、兵庫県等に求めている
- ・再稼働は、エネルギー安定供給もあるので、市長と相談して回答

●大津市（7月9日） 市長が国の指針批判

- ・国の避難指針にはPPA対策等入れるべき。安定ヨウ素剤の備蓄・配布手順も記述すべき
- ・安全・健康に配慮してバス運転手等の1ミリ基準は守る必要あり
- ・大津市独自の避難計画も策定する
- ・PPA対策等必要だが、それが無いからと言ってすぐに再稼働反対ではない。安全性が確保されない限り再稼働はありえない

